

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会委員の委嘱及び任命について

選出区分	委嘱・任命者		前任者	
	氏名	現職	氏名	現職
1号 (学校長)	なかだ ひろあき 中田 浩彰	川崎市立有馬小学校 校長	再任	
	しぶや みちお 渋谷 美知雄	川崎市立有馬中学校 校長	再任	
2号 (社会教育 関係団体)	あきやま いさお 秋山 勲	東有馬町会 会長	もちだ かずお 持田 和夫	宮前区全町内・自治会連合会理事
		宮前区社会福祉協議会に依頼中	ひるま てるゆき 比留間 輝行	宮前区社会福祉協議会理事
3号 (市民委員)	ながの まさる 永野 勝	宮前区まちづくり協議会副委員長	はせがわ きよえ 長谷川 喜代江	川崎市国際交流茶道研究会会長
	やまもと よしこ 山本 芳子	箏アンサンブルパウロニア主宰	こばやし きみこ 小林 公子	小学校非常勤講師
4号 (学識経験者)	おぐら けいこ 小倉 敬子	(公益財団法人) かわさき市民活動センター理事長	再任	
	いこま 生駒 みを	(有)コミュニティ・サポートネット代表	再任	

## 川崎市少年自然の家運営協議会委員の委嘱及び任命について

選出区分	委嘱・任命者		前任者	
	委嘱・任命期間 平成25年 5月 1日から 平成27年 4月30日まで		氏名	現職
	氏名	現職	氏名	現職
1号 (学校長)	さとう ひろゆき 佐藤 裕之	宮崎小学校校長	きむら としひこ 木村 俊彦	久本小学校校長
	ひしぬま あきら 菱 沼 彰	王禅寺中央中学校校長	よしみず ゆきお 吉水 之夫	臨港中学校校長
2号 (社会教育 関係団体等)	こやま あきら 小山 新生	川崎市青少年育成連盟 日本ボーイスカウト川崎地区協議会副協議会長	たにもと みちやす 谷本 通安	川崎市青少年育成連盟評議員 ボーイスカウト川崎地区協議会副協議会長
	おがさわら しげはる 小笠原 茂春	川崎市青少年育成連盟 川崎市子ども会連盟副連盟長、中原区子ども会連合会会長	よしい いさむ 吉井 勇	川崎市青少年育成連盟副理事長 川崎市子ども会連盟連盟長
		未定 (PTA6月総会で決定予定)	ひがしで ゆかり 東出 ゆかり	川崎市PTA連絡協議会副会長
3号 (市民委員)	よしむた けん 吉無 田 健	市民公募委員	わたなべ はるみ 渡部 春美	市民公募委員
	はが ひろし 芳 賀 寛	市民公募委員		
4号 (学識経験者)	なかとみ けんたろう 中臣 謙太郎	NPO法人かわさき自然調査団理事	再	任
	うえまつ よしみつ 植松 佳光	長野県諏訪郡富士見町産業課長	再	任
	ひらい やすあき 平井 康章	創価大学教育学部准教授	再	任

## 川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会委員の委嘱及び任命について

選出区分	委嘱・任命者		前任者	
	委嘱・任命期間 平成25年 5月 1日から 平成27年 4月30日まで			
	氏名	現職	氏名	現職
1号 (学校長)	やの ゆうこ 矢野 ゆう子	栗木台小学校校長	ほり ひさお 堀 久 男	栗木台小学校校長
	うえすぎ たけひろ 上 杉 岳 啓	白鳥中学校校長	いとう たみこ 伊 藤 民 子	白鳥中学校校長
2号 (社会教育 関係団体等)	わたなべ とおる 渡 邊 利	川崎市青少年育成連盟 川崎市子ども会連盟副連盟長、麻生区子ども会連合会会長	やまざき まさる 山 崎 優	麻生区子ども会連合会相談役
	せきのりこ 関 規 子	川崎市青少年育成連盟 ガールスカウト川崎市連絡会副会長	にしむら みやこ 西 村 美 也 子	川崎市青少年育成連盟 ガールスカウト川崎市連絡会14団
		未定 (PTA6月総会で決定予定)	なかじま ようこ 中 島 洋 子	川崎市PTA連絡協議会理事
3号 (市民委員)		選考中	よしむた けん 吉 無 田 健	市民公募委員
		選考中		
4号 (学識経験者)	はらだ なおゆき 原 田 尚 幸	和光大学経済経営学部准教授	再	任
	のじまた もつ 野 島 保	黒川町内会会長	再	任
	やまだ やすゆき 山 田 安 之	麻生区地域教育会議副議長 社会福祉法人らぽおの樹理事	かわばた ふみお 川 端 二 三 男	川崎市青少年教育施設運営委員

## 関連法規（抜粋）

### ○教育委員会事務の委任等に関する規則（抜粋）

昭和47年3月29日教委規則第20号

（区長等に補助執行させる事務）

**第3条** 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に補助執行させる。

- （1） 区内の社会教育の広報及び連絡に関すること。
  - （2） 区内の校庭夜間開放に係る調整及び収納事務に関すること。
- 2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に補助執行させる。
- （1） 教育文化会館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
  - （2） 教育文化会館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
  - （3） 川崎市教育文化会館における視聴覚ライブラリーに関すること。
  - （4） 川崎市教育文化会館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
  - （5） 川崎市教育文化会館運営審議会に関すること。
  - （6） 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。
- 3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に補助執行させる。
- （1） 幸市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
  - （2） 幸市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
  - （3） 川崎市幸市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
  - （4） 川崎市幸市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
  - （5） 川崎市幸市民館運営審議会に関すること。
  - （6） 川崎市立幸図書館日吉分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。

- 4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に補助執行させる。
- (1) 川崎市中原市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
  - (2) 川崎市中原市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
  - (3) 川崎市中原市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
  - (4) 川崎市中原市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
  - (5) 川崎市中原市民館運営審議会に関すること。
- 5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に補助執行させる。
- (1) 高津市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
  - (2) 高津市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
  - (3) 川崎市高津市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
  - (4) 川崎市高津市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
  - (5) 川崎市高津市民館運営審議会に関すること。
  - (6) 川崎市立高津図書館橘分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。
- 6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に補助執行させる。
- (1) 宮前市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
  - (2) 宮前市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
  - (3) 川崎市宮前市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
  - (4) 川崎市宮前市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
  - (5) 川崎市宮前市民館運営審議会に関すること。
  - (6) 川崎市宮前市民館菅生分館における図書の閲覧等に関すること。

- (7) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。
  - (8) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。
  - (9) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。
  - (10) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る告示及び公告に関すること。
  - (11) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関することを除く。）。
  - (12) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会に関すること。
- 7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に補助執行させる。
- (1) 川崎市多摩市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
  - (2) 川崎市多摩市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
  - (3) 川崎市多摩市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
  - (4) 川崎市多摩市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
  - (5) 川崎市多摩市民館運営審議会に関すること。
- 8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に補助執行させる。
- (1) 麻生市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
  - (2) 麻生市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
  - (3) 川崎市麻生市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
  - (4) 川崎市麻生市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
  - (5) 川崎市麻生市民館運営審議会に関すること。
  - (6) 川崎市麻生市民館岡上分館における図書の間覧等に関すること。

9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民・こども局こども本部長に補助執行させる。

- (1) 青少年教育施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 青少年教育施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。
- (3) 青少年教育施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。
- (4) 青少年教育施設に係る告示及び公告に関すること。
- (5) 青少年教育施設に係る指定管理者に関すること。
- (6) 青少年教育施設に係る附属機関に関すること。

**附 則**

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月12日教委規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年8月18日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年10月28日教委規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年3月30日教委規則第5号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例

平成20年6月24日条例第34号

(運営協議会)

第20条 支援施設の円滑な運営を図るため、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員会の諮問に応じ、支援施設の運営について調査審議するものとする。
- 3 協議会は、委員8人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## ○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会規則

平成21年4月30日教委規則第12号

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例（平成20年川崎市条例第34号）第20条の規定に基づき、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

**第2条** 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 区内に設置された学校の教育職員
- (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

**第3条** 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、平成21年5月9日から施行する。

**附 則**（平成22年3月30日教委規則第5号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## ○川崎市少年自然の家条例

昭和52年3月31日条例第16号

(運営協議会)

**第20条** 少年自然の家の円滑な運営を図るため、川崎市少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員会の諮問に応じ、少年自然の家における各種の事業の企画実施について調査審議するものとする。
- 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## ○川崎市少年自然の家運営協議会規則

平成12年2月1日教委規則第2号

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市少年自然の家条例（昭和52年川崎市条例第16号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づく川崎市少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

**第2条** 条例第20条第4項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の小学校及び中学校の教育職員
- (2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者

(会長及び副会長)

**第3条** 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

**附 則** (平成17年11月25日教委規則第25号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月12日教委規則第3号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月30日教委規則第5号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○川崎市黒川青少年野外活動センター条例

平成3年3月25日条例第10号

(運営協議会)

第15条 野外活動センターの円滑な運営を図るため、川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(運営協議会の組織等)

第16条 運営協議会の組織、運営その他必要な事項は、委員会が定める。

## ○川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会規則

平成3年7月24日教委規則第2号

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市黒川青少年野外活動センター条例（平成3年川崎市条例第10号）第16条の規定に基づき、川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、川崎市黒川青少年野外活動センター（以下「野外活動センター」という。）の運営に関する重要事項について調査審議する。

(組織等)

**第3条** 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の小学校及び中学校の教育職員
- (2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

**第4条** 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、平成3年8月1日から施行する。

**附 則** (平成12年2月1日教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

**附 則** (平成17年11月25日教委規則第25号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月12日教委規則第3号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月30日教委規則第5号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。